

診療所における一般病床等の届出設置等に係る取扱要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）

第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所の開設者又は開設予定者（以下「開設者」という。）が届出により一般病床又は療養病床（以下「一般病床等」という。）を設け、若しくは病床数を増加させようとする場合における手続きに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象診療所)

第2条 施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号の規定に基づいて、知事が、岩手県医療審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、届出により一般病床等の新設又は増床を認めることができる診療所（以下「届出特例有床診療所」という。）は次のとおりとする。

- (1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
 - (2) へき地に設置される診療所
 - (3) 小児医療の推進に必要な診療所
 - (4) 周産期医療の推進に必要な診療所
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、救急医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所
- 2 前項各号に定める診療所ごとの必要な要件等は、別表1のとおりとする。

(手続等)

第3条 診療所の開設者等は、届出特例有床診療所として一般病床等の新設又は増床を行おうとする場合には、別に定める様式により、知事に協議を申し出るものとする。

- 2 知事は、届出特例有床診療所にかかる協議の申出があった場合、審議会に諮問し意見を聴くものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づく審議会への諮問に当たっては、必要に応じて、地域医療構想調整会議等において地域の関係者の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、審議会の意見を踏まえ、届出特例有床診療所として認めるときは、その旨を当該診療所の開設者及び当該診療所の所在地を所管する保健所長に対し、その旨通知するものとする。

(変更等)

第4条 届出特例有床診療所の開設者は、第2条第2項の要件等に変更を生じたときは、当該診療所の所在地を所管する保健所長を経由して、知事にその内容を申し出るものとする。

- 2 前項の申出は、前条第1項の申出の際に使用した様式を準用して行うものとし、変更のない事項に関する添付書類は省略することができない。
- 3 知事は、第1項の申出があった場合には、前条の規定に準じて手続き等を行うものとする。

(審査)

第5条 審議会は、第3条の2の規定により、知事から意見の諮問があった場合には、岩手県医療審議会医療計画部会（以下「計画部会」という。）へ付議するものとし、計画部会は、当該診療所に關し、第2条第2項の要件等に照らして判断し、その適否を岩手県医療審議会会長（以下「会長」という。）の同意を得た上で、知事に答申するものとする。

2 前項の規定は、前条第1項に規定する変更等を生じた場合においても適用する。

(廃止)

第6条 届出特例有床診療所の開設者は、第2条第2項の要件等を満たさなくなったときは、第4項第1項の規定に準じて知事に申し出るとともに、速やかに当該一般病床等を廃止することとする。

2 知事は、前項の申出があった場合には、その内容を直近の計画部会において報告するものとする。

(報告)

第7条 届出特例有床診療所の開設者は、当該一般病床等の運用状況その他別表2に定める事項を毎年4月末日までに知事あて報告するものとする。

2 知事は、前項の定期報告の内容を直近の計画部会において報告するものとする。

(指導)

第8条 知事は、前条の報告結果をもとに、届出特例有床診療所の一般病床等の運用状況等が施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号の規定の趣旨に著しく適しないと判断した場合は、当該診療所の開設者に対し、第2条第2項の要件等に即した運営を行うよう要請するものとする。

2 前項の規定に基づく指導を実施し、1年後においても改善が見られない場合には、直近の計画部会に報告の上、当該診療所の開設者に対し、期限を定めて当該病床の廃止又は削減を求める等必要な指導を行うこととする。

附 則

この要領は、平成30年 月 日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分	要件等
医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所(第2条第1項第1号関係)	<p>次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施) 2 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上) 3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能 4 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上) 5 当該診療所内において看取りを行う機能 6 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上) 7 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
へき地に設置される診療所(第2条第1項第2号関係)	<p>次のいずれかに該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 診療所が新規の開設の場合 当該診療所の開設により直近のへき地保健医療対策事業の現況調査において示される岩手県内の「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」のいずれかの一つ以上が解消されること。 2 診療所が既設である場合 一般病床等を設置しなかった場合に当該診療所の存廃に影響を及ぼすおそれがあり、このことに起因して、次のへき地保健医療対策事業の現況調査において新規に「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」に該当する地区が発生することが見込まれること。 3 診療所が既設であり、特例適用による一般病床の設置の際に移転を伴う場合 当該診療所が移転することにより直近のへき地保健医療対策事業の現況調査において示される岩手県内の「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」のいずれかの一つ以上が解消されるとともに、次の調査において新規に「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」が発生しないこと。
小児医療の推進に必要な診療所(第2条第1項第3号関係)	<p>次のいずれにも該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小児科又は小児外科を標榜すること。 2 小児科又は小児外科に関する専門医(広告可能なものに限る。以下同じ。)を配置すること。ただし、小児科又は小児外科に関する専門医に準じる医師であると審議会において認める者の配置をもって、当該専門医の配置に代えることができるものとする。
周産期医療の推進に必要な診療所(第2条第1項第4号関係)	<p>次のいずれにも該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産婦人科又は産科を標榜すること。 2 分娩を取扱うこと。 3 産婦人科に関する専門医を配置すること。ただし、産婦人科に関する専門医に準じる医師であると審議会において認める者の配置をもって、当該専門医の配置に代えることができるものとする。
救急医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所(第2条第1項第5号関係)	<p>次の要件を満たし、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。救急病院等を定める省令に基づく救急診療所として知事の認定を受け、その旨の告示がされること又は当該認定に係る申出書の提出を特例適用後に行い、知事の認定を受けることを確約すること。この場合において、既に救急診療所としての知事の認定を受け、告示されている診療所については、当該認定及び告示に係る「救急診療所に関する申出書」に記載された人員体制及び機器が継続して整備されていることを条件とする。</p>

別表 2 (第 7 条関係)

区分	報告事項
第 2 条第 1 号 医療法第 30 条の 7 第 2 項第 2 号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所	1 前年 1 年間の入院患者延数 (うち在宅療養を担当した入院患者延数) 2 次の事項のうち特例適用診療所に該当するものとして認められる機能に関する事項 (1) 前年 1 年間の訪問診療等の実施回数 (2) 前年 1 年間の急変時の入院患者の受入れ件数 (3) 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制 (4) 前年 1 年間の他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れ件数 (5) 前年 1 年間の当該診療所内において看取りを行った件数 (6) 前年 1 年間の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔 (手術を実施した場合に限る。) を実施した (分娩において実施する場合を除く。) 件数 (7) 前年 1 年間の病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡件数 3 添付資料 (1) 1 年以内に提出した東北厚生局長あて在宅療養支援診療所に係る報告書の写し (2) 往診担当医の氏名及び担当日時 (任意様式) (3) 上記 2 のうち該当する機能に関する内容を確認できる書類 (4) その他知事が必要と認める書類
第 2 条第 2 号 へき地に設置される診療所	前年 1 年間の入院患者延数
第 2 条第 3 号 小児医療の推進に必要な診療所	前年 1 年間の小児科専門医 (審議会が認めた当該専門医に準じる医師を含む。) が診療を担当した入院患者延数
第 2 条第 4 号 周産期医療の推進に必要な診療所	前年 1 年間の分娩取扱い件数
第 2 条第 5 号 救急医療の推進に必要な診療所	1 前年 1 年間の診療時間外の受診患者 (時間外加算、深夜加算又は休日加算を算定した者) 延数 2 前年 1 年間の救急自動車による搬送受入れ人員数

備考

前年 1 年間とは、第 7 条の規定に基づき、知事に報告を行う日が属する年の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日とする。